

令和7年4月に小学校に入学予定のお子様の保護者のみなさまへ

就学援助新入学用品費の早期支給のご案内

太子町では、令和7年4月に町立小学校に入学予定のお子様がおられる世帯で、経済的理由によりお困りの保護者に対し、「新入学用品費」を入学後の4月に支給します。援助を希望される方は、下記事項をお読みいただき申請してください。

対 象

以下の条件すべてに該当する方が対象となります。

- (1) 小学校新入学予定のお子様の保護者の方（転出予定者は除く）
- (2) 次のいずれかの要件（①～④）に該当する方（裏面「申請書の添付書類」参照）

- ①令和6年度に生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯
- ②令和6年度（令和5年中）の市町村民税が非課税の世帯
- ③令和6年度（令和5年中）の合計所得金額が認定基準額以下の世帯
- ④①～③に該当しないが、特別な事情のため経済的に困っている世帯

- ・生計を維持している方の傷病、死亡、失踪、失業や業績の悪化、離婚などで著しく収入が減ってしまった場合
- ・家族の病気、けがなどのため多額の治療費を必要としている場合 など

申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

- (1) 所定の申請書を記入し、申請受付期間内に、教育委員会事務局 教育総務課（太子町役場3階）の窓口提出（郵送での申請は受付できません）。

※申請書は窓口でお渡しします。

- (2) オンラインによる申請

スマホ等で右の二次元コードを読み込むか、町ホームページ又は太子町公式 LINE から申請フォームを入力

オンライン申請はこちらから→



申 請 期 限 ：**令和7年2月28日（金）**

窓口申請受付時間：午前9時～午後5時30分 ※土日祝日を除く

援助対象経費

新入学用品費 54,060 円程度（参考：令和6年度支給額）

認定結果及び援助費の支給

- ・申請内容及び世帯の所得状況等をもとに認定審査を行い、申請された方全員に審査結果を3月中旬ごろに郵送にて通知します。
- ・認定となった場合、令和7年4月中旬～下旬ごろに、学校を通じて保護者の方が指定した口座に振込みします。

必要な書類

原則、申請書以外の書類を提出する必要はありません。

ただし、下記に該当する方については、該当の書類の提出をお願いします。

- （1）令和6年1月1日時点の住所が太子町でない方
⇒申請者の世帯のうち、収入がある方全員の令和6年度所得（課税・非課税）証明書（※前住所地の市区町村で取得してください）
- （2）令和6年度に生活保護が停止又は廃止となった方
⇒生活保護停止・廃止決定通知書の写し
- （3）特別な事情のため経済的に困っている世帯
⇒医師の診断書、離職証明、直近の世帯収入等の状況を確認できる書類の写し

注意事項

◎生活保護を受給されている世帯は対象外です。

◎小中学校に通っている兄弟が就学援助を受けている場合も、別途申請が必要です。

◎「新入学用品費」以外の就学援助費（学用品費など）の申請は、入学後に学校を通して案内を配布しますので、希望される方は別途申請していただく必要があります。

◎新入学用品費の受給後に町外へ転出された場合は、重複受給とならないよう本町で新入学用品費の支給を受けたことを転出先自治体へ通知します。

＊ ＊問い合わせ先 ＊ ＊

太子町教育委員会事務局 教育総務課 電話 98-5533

